

カーボン・クレジット

OTC取引決済サービス利用規約

2026年3月

株式会社東京証券取引所

## －目次－

第1章 サービス運営 .....	2
第2章 ユーザー.....	2
第1節 総則 .....	2
第2節 ユーザーの義務等 .....	3
第3節 ユーザーの処分及び処置等.....	3
第3章 サービス利用 .....	4
第4章 決済.....	6
第5章 雜則.....	13

## 第1章 サービス運営

### (目的)

第1条 本カーボン・クレジットOTC取引決済サービス利用規約（以下「本規約」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「当取引所」という。）がカーボン・クレジット市場（以下「本市場」という。）の開設に係る附帯業務として実施するカーボン・クレジットOTC取引決済サービス（以下「本サービス」という。）の利用に関する諸条件その他必要な事項を定める。

2 当取引所は、本規約において当取引所が定める事項のほか、当取引所のサービスの運営に関して必要がある場合には、所要の取扱いについて補助規則により定めることができる。

### (円滑な決済の確保)

第2条 本サービスを利用する者（第3条に規定する者をいう。）は、本サービスの利用において円滑な決済の実施に努めるものとする。

## 第2章 ユーザー

### 第1節 総則

#### (本サービスを利用できる者)

第3条 本サービスを利用できる者（以下「ユーザー」という。）は、現に、カーボン・クレジット市場参加者（当取引所が定めるカーボン・クレジット市場利用規約（以下「市場利用規約」という。）第5条に規定するものをいう。以下同じ。）である者のうち、本市場において指定クレジット（市場利用規約第2条の2第6号に規定するものをいう。）を第11条に規定する本サービスの対象となるカーボン・クレジットが属するものとしている者に限る。

2 ユーザーは、本サービスの利用に当たり、あらかじめ本規約に同意し、本規約に定めるところに従い、本サービスを利用するものとする。

#### (取次ぎの取扱い)

第4条 ユーザーは、本サービスを、顧客のために顧客の委託に基づいて利用してはならない。

#### (決済口座の指定)

第5条 本サービスにおいて決済に用いる預貯金口座及びクレジット口座（市場利用規約第2条の2第3号に規定するクレジット口座をいう。以下同じ。）は、ユーザーがカーボ

ン・クレジット市場利用規約補助規則（以下「市場補助規則」という。）第4条第2項の規定により指定した口座とする。

## 第2節 ユーザーの義務等

(本サービス利用に関する料金)

第6条 ユーザーは本サービスの利用について、次の各号に定める料金を当取引所に納入しなければならない。ただし、いずれの料金も当分の間は無料とする。

- (1) 照合手数料
- (2) 決済手数料

(当取引所による監理及び調査等)

第7条 当取引所は、本サービスにおける円滑な決済確保の観点から、本サービスにおけるユーザーの決済利用申込み（第15条に規定する決済利用申込みをいう。）に係る照合の状況及び決済の状況を監理するものとする。

- 2 当取引所は、前項の監理又は本サービスの運営に鑑みて必要があると認める場合は、ユーザーに対し、当該ユーザーの本サービスの利用又は当該ユーザーのカーボン・クレジットに係る業務若しくは財産に関して参考となるべき報告又は資料の提出を請求することができる。
- 3 ユーザーは、前項の規定に基づく報告又は資料の提出の請求を受けたときは、遅滞なくこれを行わなければならない。

## 第3節 ユーザーの処分及び処置等

(ユーザーの処分)

第8条 当取引所は、ユーザーが、次の各号のいずれかに該当した場合、必要に応じて当該ユーザーに説明を求めたうえ、本サービスの利用の停止若しくは制限（以下「本サービスの利用の停止等」という。）又は改善要請を行うことができるものとする。

- (1) 第3条に規定する本サービスを利用できる者に該当しなくなった場合
- (2) 市場利用規約第17条に基づく売買の停止等が行われた場合
- (3) 市場利用規約第45条各号又は第32条に規定する決済不履行等を行った場合
- (4) 本規約又は市場利用規約に違反し、又は違反するおそれがあると当取引所が認めめた場合
- (5) ユーザーが不当に当取引所による本サービスの運営の妨げとなるような行為を行い、又はそのおそれがあると当取引所が認めた場合
- (6) 当取引所が市場利用規約第10条の規定に基づき請求した市場参加に関する料金について支払いを怠った場合、同第11条の規定に基づき請求した参加者保証金その他の担保の預託を行わなかった場合又は第6条の規定に基づき請求した本サー

ビスの利用に関する料金について支払いを怠った場合

- (7) 法令の規定により処分若しくは処罰を受けたとき又は法令の規定による処分に係る聴聞若しくは弁明の機会の付与が行われたとき又はこれらの処分若しくは処罰に伴い行政官庁に対し改善策等を報告した場合
  - (8) 第31条に規定する本サービス利用の撤回を行った場合
- 2 当取引所は、前項の規定に基づき本サービスの利用の停止等又は改善要請を行う場合は、当該ユーザーにその旨を通知するものとする。
- 3 当取引所は、第1項の規定に基づき本サービスの利用の停止等又は改善要請を行った場合において、同項各号のいずれかに該当した態様に鑑みて、本サービスの安定的な運営の観点から特に必要と認めるときは、その旨を公表することができるものとする。
- 4 本サービスの利用の停止等の効力は、当取引所が第2項の通知を発した日に効力を生じるものとする。ただし、当取引所が、本サービスの利用の停止等が発生すべき日を定めて通知をした場合は、当該日が到来した時に効力を生じるものとする。
- 5 第1項の規定により本サービスの利用の停止等を受けたユーザーは、当該本サービスの利用の停止等の効力発生前に照合が行われた売買約定の決済に限り、当該効力発生後もこれを行うことができる。ただし、第32条第4号に該当するときは、この限りではない。
- 6 第1項の規定に基づく本サービスの利用の停止等又は改善要請が行われたことにより、ユーザーに費用又は損害が生じたとしても、当取引所は当該ユーザーに対して、これによる一切の損害賠償責任を負わないこととする。

(決済不履行等を発生させたユーザーに対する措置)

第9条 当取引所は、本サービスの利用において、第32条に規定する決済不履行等を発生させたユーザーに対して、経緯書の徵収を行い、決済不履行等の原因及びその分析並びに再発防止対策等について報告を受けるものとする。

### 第3章 サービス利用

(本サービスの概要)

第10条 本サービスは、当取引所が設置する電子計算機等を利用した「カーボン・クレジット市場システム」により提供することとする。

(本サービスの対象カーボン・クレジット)

第11条 本サービスの対象となるカーボン・クレジットは、本市場における売買の対象「J-クレジット」のうち、売買の区分が市場補助規則別表1において規定する「森林」に属するものとする。

(本サービスの提供を行う日)

第12条 本サービスの提供日は、前条に規定する本サービスの対象となるカーボン・クレジットの売買立会が行われる日と同一とする。

(本サービスの提供を行う時間)

第13条 本サービスの提供時間は、午前8時00分から午前11時29分まで及び午後0時30分から午後2時59分までとする。

(本サービスの臨時停止)

第14条 当取引所は、カーボン・クレジット市場システム若しくはクレジット登録簿（市場利用規約第2条の2第2号に規定するものをいう。）において障害が発生した場合若しくはシステムメンテナンス等により運用が停止される場合又は本サービスの運営に係る安全性確保等の観点から必要と認めた場合には、本サービスの一部又は全部を臨時に停止することができるものとする。

(決済利用申込み)

第15条 ユーザーは、本市場外において成立した売買約定を本サービスを利用して決済しようとする場合には、当該売買約定の内容に関する次に掲げる事項を明らかにして、当取引所に対して決済に係る利用申込み（以下「決済利用申込み」という。）をするものとする。

- (1) 売買の区分
  - (2) 売付け又は買付けの区別
  - (3) 売買の対象となるクレジット認証番号
  - (4) 数量
  - (5) 価格
  - (6) 売買の相手方となるユーザーの参加者コード（カーボン・クレジット市場において当取引所が当該ユーザーに付している参加者コードをいう。）
- 2 決済利用申込みにおいて入力可能な価格の単位は、売買立会における呼値の単位と同一とし、売買単位は、売買立会による売買と同一とする。
  - 3 当取引所は、決済利用申込みにおいて明らかにする事項のうち、第1項第5号の価格について、システム上入力可能な範囲を別途定めることとする。
  - 4 決済利用申込みの有効期限は、当該申込みを行った当日の本サービスの提供時間終了時までとし、当該有効期限内に次条に規定する入力内容の一一致のなかった申込みは、当該申込みを行った当日の午後3時00分に失効する。

#### (売買の内容の照合)

- 第16条 当取引所は、決済利用申込みのあった売買約定の内容を照合し、その内容が売付けと買付けで一致していることを確認した場合には、当該売買約定の当事者となるユーザー双方が当該売買約定に係るクレジットの移転債務及び代金支払債務の履行方法として本サービスを利用することに合意したものとみなし、当該各ユーザーに照合結果を通知することをもって、当該売買約定について本サービスの利用を承諾する。
- 2 前項に規定する各ユーザーへの照合結果の通知は、照合の都度、カーボン・クレジットの数量及び売買代金並びにクレジット認証番号その他これらに関連する情報について、カーボン・クレジット市場システムを通じてユーザーに通知するものとする。

#### (公表等)

- 第17条 当取引所は、本サービス利用売買約定について、売買の区分ごとに、本サービス利用売買約定に係る照合が行われた日の合計数量を、以下の各号に定める方法により公表する。

- (1) 当取引所のウェブサイトでの公表  
(2) カーボン・クレジット市場システムによる公表

## 第4章 決済

#### (決済日)

- 第18条 当取引所が第16条第1項の規定によりその内容を照合し、本サービスの利用を承諾した売買約定（以下「本サービス利用売買約定」という。）に係る決済日は、当該売買約定に係る照合が行われた日から起算して6日目（当取引所が定める本市場の休業日、臨時休業日及び臨時休場日を除外する。以下、日数計算について同じとする。）とする。

#### (決済の単位)

- 第19条 本サービス利用売買約定に係る決済は、本サービス利用売買約定を単位として、当該売買約定に係るクレジット認証番号であって当該売買約定に係る数量に相当するものの移転及び当該売買約定に係る売買代金等（売買代金及びその消費税相当額（地方消費税を含むものとし、約定値段に約定数量を乗じて得た額を課税標準として算出した金額（円位未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。）とする。）の合計額をいう。以下同じ。）の金銭の授受について、本章の定めに従い、当取引所を通じて行うものとする。

#### (決済の順位)

- 第20条 カーボン・クレジットの授受は、ユーザーが決済日を同じくする本市場における

同一のクレジット認証番号の売付けに係る売買約定を有している場合、まず本市場における売買約定について決済を行い、その後、本サービス利用売買約定について決済を行う。

2 代金の授受は、ユーザーが決済日を同じくする本市場における売買約定を有している場合、まず本市場における売買約定について決済を行い、その後、本サービス利用売買約定について決済を行う。

(クレジット認証番号の過誤等に係る申告)

第21条 売り方ユーザーは、第16条第2項の通知について、自己の保有するカーボン・クレジット（第24条第1項に規定する日時までに保有、移転可能なものを含む。）と照合し、第16条第2項の規定により通知したカーボン・クレジットの数量を移転できない場合は、直ちに、その旨を、当取引所が定めるところにより当取引所に申告しなければならない。

2 申告时限は決済日の前々日の午後1時00分までとする。

(決済において授受する金額)

第22条 本サービス利用売買約定に係る資金の決済においてユーザーが授受する代金の額は、次の各号に定める区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 支払代金

一日における、本サービス利用売買約定の買付けに係る売買代金等を買い方ユーザーごと（市場利用規約の規定に基づき市場参加者として当該ユーザー名義の預貯金口座又はクレジット口座を複数指定することを当取引所が認めた場合には、当該買い方ユーザー名義の預貯金口座又はクレジット口座ごと。次条において同じ。）に合算した金額をいう。

(2) 受領代金

一日における、本サービス利用売買約定の売付けに係る売買代金等を売り方ユーザーごと（市場利用規約の規定に基づき市場参加者として当該ユーザー名義の預貯金口座又はクレジット口座を複数指定することを当取引所が認めている場合には、当該売り方ユーザー名義の預貯金口座又はクレジット口座ごと。次条において同じ。）に合算した金額をいう。

2 前項各号に定める支払代金と受領代金については、同一のユーザーにおける支払代金と受領代金の差引計算は行わないこととする。

(決済において授受するカーボン・クレジット)

第23条 本サービス利用売買約定に係る決済においてユーザーが授受するカーボン・クレジットは、次の各号に定める区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 引渡しクレジット

一の日における、本サービス利用売買約定に係るカーボン・クレジットのうち、売り方ユーザーごとかつ第15条第1項第3号の規定により指定したクレジット認証番号ごとに合算したものをいう。

(2) 受取りクレジット

一の日における、本サービス利用売買約定に係るカーボン・クレジットのうち、買い方ユーザーごとかつクレジット認証番号ごとに合算したカーボン・クレジットをいう。

- 2 前項各号に定める引渡しクレジットと受取りクレジットについては、同一のユーザーにおける同一のクレジット認証番号に係るカーボン・クレジットの数量の差引計算は行わないこととする。

(売り方ユーザーから当取引所へのカーボン・クレジットの事前の移転)

第24条 売り方ユーザーは、本サービス利用売買約定の決済に係る引渡しクレジットについて、決済日の前日かつ、当該日の午前11時00分までに、当該売り方ユーザー名義のクレジット口座から、当取引所名義のクレジット口座に移転する方法により、当取引所に移転しなければならない。

- 2 当取引所は、次条に規定する買い方ユーザーによる支払代金の支払いが行われるまでの間、前項の規定により移転が行われたカーボン・クレジットを売り方ユーザーのために保有するものとする。

(買い方ユーザーによる支払代金の支払い)

第25条 買い方ユーザーは、本サービス利用売買約定の決済に係る支払代金を、決済日の当日かつ、当該日の午前11時00分までに、当該買い方ユーザー名義の預貯金口座から、当取引所が指定する金融機関（以下「資金決済銀行」という。）に開設した当取引所名義の預貯金口座（以下「当取引所資金口座」という。）に振り込むものとする。ただし、当取引所が認めた場合には、当取引所が認めた預貯金口座から振り込むことができる。

- 2 当取引所は、決済日より前に当取引所資金口座に資金が振り込まれた場合は、当該資金を当該売買約定の決済に係る支払代金と扱わずに買い方ユーザーに払い戻しを行う。
- 3 当取引所は、第1項に従って振り込まれた資金を売り方ユーザーのために受領するものとする。売り方ユーザーは、当取引所が当該支払代金を受領した時点で、買い方ユーザーから支払代金を受領したものとし、以後、買い方ユーザーに対して代金の支払いを請求することはできないものとする。
- 4 当取引所は、本サービス利用売買約定の決済に係る支払代金が当取引所資金口座に振り込まれていることを確認した場合には、カーボン・クレジット市場システムを通じて当該売買約定の当事者であるユーザーにその旨を通知するものとする。

(当取引所のカーボン・クレジットの保有及び買い方ユーザーへの移転)

第26条 当取引所は、前条に規定する支払い代金の振込み(全額が振り込まれた場合に限る。)を受けた時点以降、当該支払代金の本サービス利用売買約定に係るカーボン・クレジットのうち、第24条第2項の規定に基づき当取引所が売り方ユーザーのために保有するものを当該本サービス利用売買約定に係る買い方ユーザーのために保有するものとし、それをもって、当該売り方ユーザーは、当該本サービス利用売買約定に係るカーボン・クレジットを当該買い方ユーザーに移転したものとする。

(売り方ユーザーへの受領代金の振込み)

第27条 当取引所は、決済日の当日かつ、当該日の午前11時00分以降に、第25条第4項の規定により支払代金の受領を確認した売買約定の決済に係る受領代金を、売り方ユーザーの預貯金口座に振り込むものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当取引所は決済の状況等により、決済日の翌日以降に受領代金を振り込むことがある。この場合において、当取引所は決済日の翌日以降に受領代金が振り込まれることとなる売り方ユーザーに対し、その旨を通知するものとする。

(買い方ユーザーへのカーボン・クレジットの移転)

第28条 当取引所は、支払代金の振込みを受けたことを確認した後、決済日の当日かつ、当該日の午前11時00分以降に、第24条第1項の規定により移転された受取りクレジットを、買い方ユーザーのクレジット口座に移転するものとする。

2 当取引所は、決済の状況等により、本サービス利用売買約定と異なる単位で前項の移転を行うことができるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、当取引所は決済の状況等により、決済日の翌日以降に受取りクレジットを移転することができる。この場合において、当取引所は決済日の翌日以降に受取りクレジットが移転されることとなる買い方ユーザーに対して、その旨を通知するものとする。

(システム障害時等における決済日の繰延べ)

第29条 当取引所は、本サービス利用売買約定の決済を行うために必要な当取引所若しくは当取引所以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、当該システムを利用して当該売買約定の決済を行うことが困難であると認める場合又は当該売買約定の決済において移転するカーボン・クレジットについて第32条に規定する場合に該当するか否かを確認する必要がある等の理由により当取引所が売買約定に基づく決済を行うことが適当でないと認める場合は、当該決済の全部又は一部につき決済日をその翌日以降に繰り延べることができる。この場合において、当取引所はユーザーにあらかじめその旨を通知するものとする。

2 前項に規定する決済日の繰延べに関し必要な事項は、当取引所がその都度定める。

(適格請求書等の交付)

第30条 当取引所は、本章の規定による決済を行う際には、媒介者交付特例（消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第70条の12に定める媒介者等による適格請求書等の交付の特例をいう。）に基づき、適格請求書発行事業者に代わり、当取引所が次の各号に掲げる請求書等を交付するものとする。

- (1) 買い方ユーザーに対して当取引所の名称及び登録番号等を記載した適格請求書（消費税法（昭和63年法律第108号）第57条の4第1項に規定する適格請求書をいう。以下同じ。）
  - (2) 売り方ユーザーに対して前号の適格請求書から買い方ユーザーの情報の記載を省略した精算書
- 2 当取引所は、適格請求書又は精算書の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項に係る電磁的記録（消費税法第30条第9項に規定する電磁的記録をいう。）を提供することができる。
- 3 当取引所は、適格請求書及び精算書の交付にあたっては、ウイングアーク1st株式会社の「invoiceAgent」を利用して交付する。ユーザーは、「invoiceAgent」を利用する際は、同社が定める利用方法を遵守しなければならない。
- 4 前3項のほか、適格請求書等に関し必要な事項については、当取引所が定める。

(本サービス利用の撤回)

第31条 本サービス利用売買約定に係る照合を実施した日以降、本サービスにおける決済が完了するまでの間に、本サービス利用売買約定の解除その他本サービスにおける決済を行うことが適当でない事由（以下「解除等事由」という。）が発生した場合には、本サービス利用売買約定に係る売り方ユーザー及び買い方ユーザー双方は、直ちに、本サービスの利用の撤回を当取引所に申請しなければならない。

- 2 前項の申請は、決済日の前々日の午後1時00分までに、撤回しようとする本サービス利用売買約定と解除等事由を明らかにして、申請するものとする。
- 3 第1項の申請は、カーボン・クレジット市場システムを利用して行うことはできず、当取引所に予め連絡の上、当取引所が定める利用撤回申請書を当取引所に提出することにより行う。
- 4 当取引所は、第1項の申請がユーザー双方から行われ、かつ、申請内容が一致した場合には、当該申請に係る利用の撤回を認め、当該本サービス利用売買約定に係る第16条第1項の規定による承諾（以下「サービス利用承諾」という。以下同じ。）を取消し、以降の手続きを行わない。
- 5 申告の期限以降に解除等事由が発生した場合には、本サービスの外で又は別の本サー

ビス利用売買約定として、当該ユーザー間におけるクレジットと資金の返還を行うものとする。

(決済不履行等に伴う取扱い)

第32条 本サービスにおいて、ユーザーが本サービス利用売買約定に係る決済を履行しないとき又はその履行が困難であるときとして次の各号に掲げるときのいずれかに該当する場合は、当該各号に定める方法により当該本サービス利用売買約定に関するサービス利用承諾を取り消し、決済に係る以降の手続きは行わず、行われた決済については原状回復するものとする。

(1) 第21条第1項に規定する申告があったとき

- a 当取引所は、当該申告に係る本サービス利用売買約定に係るサービス利用承諾を取り消し、以降の手続きを行わない。
- b 当取引所は、前aの取消し後、買い方ユーザーに対して、速やかに、かつ決済日の前々日の午後4時00分までに当該取消しについて通知するものとする。

(2) 売り方ユーザーが、第23条第1項第1号に規定する引渡しカーボン・クレジットの全部の移転を行わないとき

- a 決済日の前日の午前11時00分において、売り方ユーザーによる当取引所への引渡しクレジットの全部の移転が行われなかった場合は、当取引所は、当該引渡しクレジットに係る本サービス利用売買約定に係るサービス利用承諾を取り消し、以降の手続きを行わない。
- b 当取引所は、前aの取消し後、買い方ユーザーに対して、速やかに、当該取消しについて通知するものとする。
- c 当取引所がサービス利用承諾を取り消した本サービス利用売買約定に係るカーボン・クレジットのうち、一部を当取引所が保有しているときは、当取引所は売り方ユーザーに当該カーボン・クレジットを返還するものとする。

(3) 買い方ユーザーが第25条第1項に規定する支払代金の支払いを行わないとき

- a 当取引所は、当該ユーザーが買い方となっている本サービス利用売買約定に係るサービス利用承諾を全て取り消し、以降の手続きを行わない。
- b 当取引所は、前aの取消し後、売り方ユーザーに対して、速やかに、当該取消しについて通知し、第24条第1項の規定に基づき当取引所が移転を受けた当該取消しに係るカーボン・クレジットを返還するものとする。
- c 買い方ユーザーが支払代金の一部を当取引所資金口座に振り込み済みであるときは、当取引所は買い方ユーザーに当該代金を返金するものとする。

(4) ユーザーが、第8条第1項に基づく本サービスの利用の停止等又は市場利用規約第17条第1項の規定に基づき売買の停止等を受けた場合であって、当該停止等の効力発生前に当取引所がサービス利用承諾をした本サービス利用売買約定に係る決

済を行うことが困難であると当取引所が認めたとき

- a 当取引所は、当該ユーザーが当事者となっている本サービス利用売買約定に係る当取引所の承諾を取り消し、以降の手続きを行わないものとする。
- b 当取引所は、前aの取消し後、相手方のユーザーに対して、速やかに、当該取消について通知するものとする。
- c 当該取消しまでの間に、第24条第1項の規定に基づき当取引所が移転を受けた当該取消しに係るカーボン・クレジットについては、売り方ユーザーに返還するものとする。

(瑕疵のある売買約定に係る取扱い)

第33条 当取引所は、本サービス利用売買約定の決済において移転するカーボン・クレジットについて市場利用規約第27条の規定に基づく売買の区分に誤りがある場合又は本サービス利用売買約定に係るカーボン・クレジットに重大な瑕疵がある場合において、当取引所が当該売買約定の決済を行うことが適当でないと認めるときは、当該売買約定に係るサービス利用承諾の全部を取り消すことができる。

2 当取引所は、前項の規定により本サービス利用売買約定に係るサービス利用承諾の取消しを行おうとするときは、当該売買約定に係る売り方ユーザー及び買い方ユーザーにあらかじめその旨を通知するものとする。

(天災地変等による取扱い)

第34条 当取引所は、天災地変その他やむを得ない事由により本サービス利用売買約定に係る決済を行うことが困難であると認めるときは、当該本サービス利用売買約定に関する承諾を取り消し、以降の手続きを行わない。

2 当取引所は、前項の規定により本サービス利用売買約定に係るサービス利用承諾の取消しを行おうとするときは、当該売買約定に係る売り方ユーザー及び買い方ユーザーにあらかじめその旨を通知するものとする。

(取引の決済に関する免責事項)

第35条 当取引所から行う振込み又はカーボン・クレジットの移転が、第27条第2項、第28条第3項又はその他の事由により 決済日の翌日以降となることにより、ユーザーに費用又は損害が発生した場合であっても、当取引所は一切の責任を負わないものとする。

2 ユーザーが指定した預貯金口座及びクレジット口座に誤りがあった場合においても、当取引所が当該口座情報に基づき実施した振込み又はカーボン・クレジットの移転については、有効になされたものとみなす。

3 当取引所が第29条の規定により決済日を繰り延べた場合において、ユーザーに費用

又は損害が発生した場合であっても、当取引所に故意又は過失がある場合を除き、当取引所は一切の責任を負わないものとする。

- 4 ユーザーは、第32条から前条までの規定により当取引所が当該本サービス利用売買約定に関する承諾を取り消したことにより損害を受けることがあっても、当取引所又は当該売買約定に関する承諾の取消しの原因となったユーザーに対して、その損害の賠償を請求できないものとする。
- 5 ユーザーは、カーボン・クレジットの売買について本サービスの利用の申込みを行った後、当該カーボン・クレジットの制度運営主体によって権利内容の修正又は変更が行われたことにより損害を受けることがあっても、当取引所又は当該売買約定の相手方のユーザーに対して、その損害の賠償を請求できないものとする。

(過誤に基づくカーボン・クレジットの移転又は代金の受領に関する返還義務等)

第36条 ユーザーは、クレジット登録簿において移転を受けたカーボン・クレジット又は代金の受領について、本サービス利用売買約定に係る決済の際の当取引所による過誤に起因するものである旨の連絡が当取引所からあったときは、当該移転又は受領の内容等について確認したのち、速やかに、当取引所に当該カーボン・クレジット又は代金を返還するものとする。

- 2 第28条に規定するカーボン・クレジットの移転又は第32条第2号b、第3号b若しくは第4号cに規定するカーボン・クレジットの返還について、当取引所の故意又は過失により買い方ユーザー又は売り方ユーザーに当該カーボン・クレジットの移転又は返還ができなくなった場合には、当取引所は、第41条の規定にかかわらず、当該カーボン・クレジットに係る売買約定と同数量かつ同一の売買の区分に属する別のカーボン・クレジットを移転若しくは返還し、又は当該カーボン・クレジットに係る売買約定の代金額を限度として、当該買い方ユーザー又は当該売り方ユーザーが現に被った損害を賠償するものとする。

## 第5章 雜則

(基準時間)

第37条 本サービスは、日本標準時（JST）を基準とする。

(反社会的勢力の排除)

第38条 ユーザーは、反社会的勢力との関係を遮断することを当取引所に対して宣言するものとし、同宣言の意義を理解し、同宣言を実現できるよう当取引所に協力するものとする。

- 2 本規約における反社会的勢力とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 暴力団
  - (2) 暴力団員
  - (3) 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する個人又は法人その他の団体（その役員（相談役、顧問その他いかなる名称であるかを問わない。以下同じ。）、使用人その他の構成員を含む。以下同じ。）
  - (4) 総会屋
  - (5) 社会運動、人権運動、政治運動などを標榜して、市民又は企業に対して不当要求を行った個人又は法人その他の団体
  - (6) 社会の秩序、市民の安全などを害する行為を行う個人又は法人その他の団体
  - (7) 前各号に掲げるものと社会的に非難される関係を有していると認められる者
- 3 ユーザーは、次の各号に掲げる者が反社会的勢力でないことを誓約するものとする。
- (1) 自ら又はその株主（経営に事実上参加していると認められる者に限る。）、役員及び使用人
  - (2) 当取引所との取引に係る自らの代理若しくは媒介をする者その他の関係者である個人又は法人その他の団体
- 4 ユーザーは、隨時、前項各号に掲げる者が反社会的勢力でないことに関する調査に協力し、当取引所から求められた資料等を提出しなければならないものとする。
- 5 当取引所は、ユーザーが次の各号のいずれかに定める事由に該当する場合には、何らの催告なしに、直ちに本サービスの利用の停止等及びカーボン・クレジット市場システムへのアクセスの禁止等の措置を実施することができ、ユーザーはこれに対して何ら異議を申し立てることができない。また、当該措置を行ったことにより、ユーザーに損害が生じたとしても、当取引所がユーザーに対して、これによる一切の損害賠償責任を負わないこととする。
- (1) 自ら又は第三者を利用して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞、業務妨害行為などの行為をした場合
  - (2) 自ら又は第三者を利用して、相手方の名誉、信用等を毀損し、又は、毀損するおそれのある行為をした場合
  - (3) 第3項各号に掲げる者が、反社会的勢力であることが判明した場合
  - (4) 前項に定める調査、報告に協力せず、又は相手方から求められた資料等を正当な理由なく提出しない場合
  - (5) ユーザーが東京都条例第54号「東京都暴力団排除条例」第21条又は第24条その他各都道府県市区町村が定める暴力団排除に係る条例等における同様の条項に違反した場合

(個人情報及び取引情報の取扱い)

第39条 当取引所は、本サービスの運営に関連して取得したユーザーの個人情報について

て、当取引所が定める次の各号に掲げるものに従い取り扱うものとする。

(1) 個人情報の取扱いについて

<https://www.jpx.co.jp/corporate/governance/security/personal-information/index.html>

(2) プライバシーポリシー

<https://www.jpx.co.jp/corporate/governance/security/privacy-policy/index.html>

- 2 当取引所は、前項に定める個人情報のほか、本サービスにおける照合及び決済の内容等を、本サービスの監理又は金融庁その他行政機関への報告の目的で取得することがある旨をユーザーはあらかじめ同意するものとする。
- 3 当取引所は、前2項の規定により取得した個人情報及び取引情報を、金融庁その他行政機関が本サービスの照合及び決済の内容等を把握する目的で、金融庁その他行政機関に提供することがある旨を、ユーザーはあらかじめ同意するものとする。
- 4 当取引所は、第1項及び第2項の規定により取得した個人情報及び本サービスにおける照合及び決済の内容等を、本サービスの運営に関連して行政機関が実施する委託事業を受託した者（以下この項において「委託事業受託者」という。）が当該委託事業に関連する本サービスの照合及び決済の内容等を把握する目的で、当取引所との間で守秘義務契約を締結した上で、委託事業受託者に提供がある旨を、ユーザーはあらかじめ同意するものとする。

(免責)

第40条 当取引所は、地震、火災、津波、洪水、戦争、暴動、内乱、テロリスト活動、サイバー攻撃、ストライキ、ロックアウトその他当取引所が制御することのできない不可抗力により、本サービスに係る業務の全部又は一部が提供できなくなった場合において、ユーザーが被った損害について、当取引所に故意又は重過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとする。

- 2 当取引所は、本サービスの運営に関連して、市況その他の情報を提供することがあるが、当該情報の正確性、完全性及び有用性を保証するものではなく、当該情報の利用によりユーザーが被った損害について、当取引所に故意又は重過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとする。
- 3 当取引所は、J-クレジットについて、カーボン・クレジットに係る制度の運営者（当該制度に属する事務局及び委員会を含むが、これらに限らない。）による認証、決定又は発表その他の行為に基づき、当取引所が行った本規約に基づく措置その他の本市場の運営に関連する一切の行為（不作為を含む。）によりユーザーが被った損害について、当取引所に故意又は重過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第41条 当取引所は、本規約等において明文で責任が免除されている場合のほか、本サー

ビスの停止、制度変更、終了等その他本規約に基づく処置又は本サービスの運営に関連して当取引所が行った一切の行為（不作為を含む。）により、ユーザーが被った損害について、当取引所に故意又は過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとする。

- 2 ユーザーは、本規約に別段の定めがある場合を除き、本規約に違反する行為その他本サービスの利用に際して行った行為により、当取引所に損害を与えた場合は、その損害（直接又は間接を問わず、特別損害（予見可能性の有無を問わない）、逸失利益及び合理的な弁護士費用を含む。）を賠償するものとする。
- 3 当取引所がユーザーに対して損害賠償責任等を負う場合においても、当取引所の責任は、債務不履行に基づく損害賠償請求、不法行為に基づく損害賠償請求その他請求原因のいかんを問わず、当該ユーザーに生じた損害のうち現実に発生した直接かつ通常の損害に限るものとする。

#### （紛争処理）

- 第42条 当取引所は、本サービスにおける照合及び決済の一切に関し、ユーザーの間に紛争が発生した場合においては、原則として、その当事者間においてその紛争を解決させるものとする。
- 2 当事者は、当取引所に対して、その紛争の顛末を書面又は電磁的方法により報告を行うものとし、当取引所は当該報告を金融庁その他行政機関に報告することができるものとする。

#### （管轄裁判所）

- 第43条 本規約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### （準拠法）

- 第44条 本規約に関する準拠法は日本法とする。

#### （解釈の疑義）

- 第45条 本規約の解釈に疑義があるとき、又は本規約に明文のない事項について臨機の措置を必要とするときは、当取引所の決定に従うものとする。

#### （本規約の変更）

- 第46条 当取引所は、必要があると認めた場合、本規約を変更することができる。この場合において、ユーザーは変更後の本規約に従うものとする。
- 2 当取引所は、事前に、本規約を変更する旨及び変更後の規約の内容並びにその効力発生時期を、書面若しくは電磁的方法により通知し、又はインターネットの利用その他の適切

な方法により周知を行うものとする。

#### 付則

- 1 この改正規定は、令和8年3月18日に施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、本システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、本規約を令和8年3月18日から施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日後の当取引所が定める日から施行する。